

事 務 連 絡  
令 和 2 年 4 月 17 日

都道府県  
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度の各事業における新型コロナウイルスの  
感染拡大防止のための対応について

生活困窮者自立支援制度の各事業における新型コロナウイルス感染症対策については、これまでも「新型コロナウイルス感染防止等のための当面の生活困窮者自立支援制度における各事業の業務等における留意点について」（令和2年2月25日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）等により対応を依頼しているところですが、今般、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）（別添）が発出されたことに伴い、感染拡大防止策に関して、管内の各事業の実施機関に対して再度徹底を図られたい。

その際、特に下記の点にも留意されたい。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知いただくよう、よろしく願いいたします。

記

一時生活支援事業における自立支援センター等については、居住空間が狭隘である場合もある。自立支援センター等において利用者又は職員に感染者が発生した場合には、保健所の指示に従った対応がなされることになるが、場合によっては職員が出勤できなくなり、不在となることや、感染していない利用者が一時的に別の場所に移動することが必要になる状況も想定される。

上記の状況にあらかじめ備える観点から、まず、各自治体においては、関係する事業所等との間で職員の応援体制の調整をするとともに、感染拡大防止に資する個室の宿泊場所を確保する観点から、一時生活支援事業として協力いただ

ける自治体内のビジネスホテル、旅館、ワンルームタイプのアパート、セーフティネット住宅等を開拓し、それらの空室の状況の確認をされたい。また、上記の対応が困難な状況がある場合には、都道府県が中心となって管内の自治体間で連携し、一時的に移動をせざるを得ない利用者の受入れ先として考えられる宿所提供施設等の空き状況の確認等を行っていただくとともに、自立支援センター等の利用者において移動の必要性が生じた場合に円滑に対応できるよう準備を進められたい。

また、4月14日付け事務連絡「生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業の活用等について」において、新型コロナウイルス感染症の影響により新たに借り上げ施設を開拓する必要性が生じた場合について、当面の間、借り上げ施設1泊につき7000円の補助基準単価を9100円に引き上げることとしているか、あらかじめ確保した部屋を事業に使用しなかった場合でも、年間延利用日数として利用実績に算定して差し支えないこととしており、宿泊場所の確保に活用されたい。

以上